

**第3回 北条地区景観まちづくり検討会**  
**協議資料**

**平成23年2月14日**

## 協議資料目次

<b>1. 景観形成地区区分・基準(素案)の検討</b> .....	<b>1</b>
1-1. 区域指定図(素案) .....	4
1-2. 景観形成基準(素案) .....	5
1-3. 北条地区の屋外広告物規制概要 .....	7
<b>2. 北条地区のサイン案の提案</b>	
2-1. サインによる案内誘導の向上 .....	9
2-2. サインの種別・配置の考え方 .....	10
2-3. 歩行者系サイン(誘導案内サイン)配置案 .....	13
2-4. 歩行者系サインデザイン案 .....	14
<b>3. 今後の検討課題について</b> .....	<b>19</b>

# 1. 景観形成地区区分・基準(素案)の検討

## (1) まちなみづくり(景観形成)の考え方

北条地区は住吉神社や酒見寺の門前町として栄え、旧街道筋を中心に発展した歴史的な街区を有する市街地である。高度成長期以降の都市化の進展により、歴史的まちなみの連続性や集積度が薄まりつつあるが、地区を象徴する社寺や旧街道筋に数多く残る伝統的な町家群は、往時の生業がまちなみの姿として、今も色濃く息づいている。

こうした北条の景観は、旧街道沿いに連続するまちなみに魅力があることから、これらを中心とする周辺一帯の地域を「北条地区歴史的景観形成地区」として指定し、歴史的な旧街道沿いと社寺が集積する一帯を内包するエリアとして、歴史的まちなみとの調和に配慮した景観形成を図ることとする。また、伝統的様式を残す町家が点在する旧街道筋については、「町家景観通り」として、特に重点的な景観形成を図るものとする。

## (2) 地区指定の方針

### 地区指定の考え方

景観形成地区指定調査報告書に掲載された「区域指定素案」の考え方

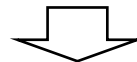
- ・ 一体的な地域景観を形成するため、調査地区全体を地区指定する。
- ・ 地区を特徴づける歴史的まちなみ景観や社寺景観が色濃く残る範囲を「重点地区」とする。
- ・ その他の範囲は重点地区の景観形成との調和を図る「一般地区(市街地景観ゾーン)」と位置づける。

※ なお、調査報告書に掲載されたものは受託業者が県へ提案したものであり、県から地元への提示案ではない。



「区域指定修正素案」の考え方

- ・ 地元協議に向けた県の区域指定素案にするため所要の修正を行う。
- ・ 一体的な地域景観を形成するため、地区全体を「北条地区歴史的景観形成地区」として共通基準を設ける。
- ・ その中でも同地区の特徴を示す「宿場町」「門前町」として重点的に景観形成を図ることが必要な箇所は、“通り指定”と“ゾーニング”の手法により上乘せ基準を設ける。



区域指定修正素案について

【「町家景観通り」】

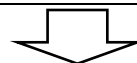
- 「重点地区」を定めた目的が旧街道に面する建物の保全と再生であることから、対象建物をより限定的にするため、“面的指定”ではなく“通り指定”とした。
- 通り指定に際しては、将来的な地区全体の一体性、旧街道という連続性が望まれることから本町筋及び街道筋を中心に設定した。

【区域指定の範囲】

- 栗田、横尾付近においては、指定区域の境界を道路等の地形地物に合わせることにした。
- 景観上もっとも重要な街道沿いの背後に赤や黄色の建物が立地する可能性があるため、県道までのエリア(緩衝地帯)を指定区域に含めることにした。
- 歴史的なまちなみが残る横尾地区の東端も市道古坂谷線までエリアを拡大した。

【寺町景観形成ゾーンの設定】

- 「重点地区」に含まれていた住吉神社、酒見寺や大信寺周辺の寺院の集積する区域について、「寺町景観形成ゾーン」として区分した。



(3) 第2回検討会以降の景観形成基準(素案)の修正事項について

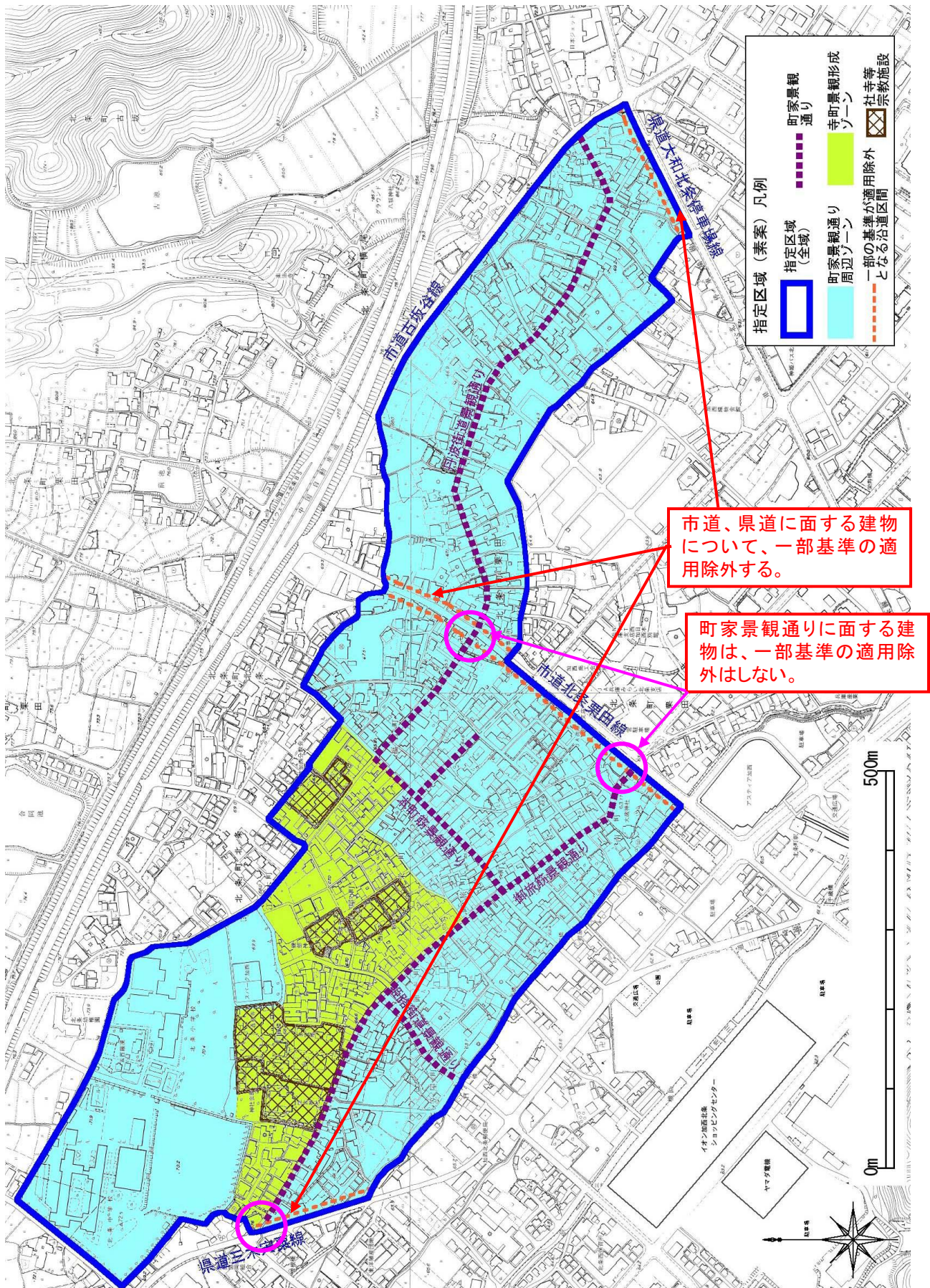
■説明会資料の修正点について

	現 行	修正後	修正理由
1 ゾーニング図の青色の部分に名称をつける	名称なし	町家景観通り周辺ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゾーニングに名前がないと不便(現行では、“寺町景観形成ゾーン以外の部分”というしかない)。</li> <li>・ゾーニングした地区の目的を明確にする。</li> </ul>
2 指定区域全域の「屋根」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>屋根材の基調となる色彩は、</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>基調となる色彩は、</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・“屋根材の”は自明なので削除。</li> </ul>
3 指定区域全域の「外壁」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>②上記以外の色相は、明度8以下、彩度2以下</u></li> <li>・<u>ただし、漆喰塗り等の材料による部分の色彩はこの限りではない。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>②上記以外の色相は、明度8以下、彩度2以下又は無彩色とする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無彩色の取扱いが不明確なため。</li> </ul>
4 町家景観通りの「壁面の位置」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>駐車スペース等を確保するため、やむを得ず後退する場合は、・・・</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>通りに面して空地を設ける場合は、・・・</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観審議会の他地区の審議で、「後退する場合は」という基準では駐車場が放置される」と指摘されているため。</li> </ul>
5 町家景観通りの「屋根」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>屋根材の基調となる色彩は、黒色又は灰色とする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>基調となる色彩は、黒色又は灰色とする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・“屋根材の”は自明なので削除。</li> </ul>
6 町家景観通りの「外壁」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>通りから見える壁面は、原則、板張り(土壁下地等)、漆喰塗り、又はこれに類した和風意匠とする。なお、和風意匠とする場合は白ないし灰色、又は茶系統の落ち着いた色彩とする。</u></li> <li>①色相 10R~5Y、明度 8 以下、彩度 4 以下</li> <li>②<u>上記以外の色相は、明度 8 以下、彩度 0.5 以下</u></li> <li>③無彩色は、明度 2~9</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>通りから見える壁面は、原則、板張り、漆喰塗り、又はこれに類した和風意匠とする。</u></li> <li>・<u>木部に保護塗装を施す等の場合は自然素材の色彩を基調とする。</u></li> <li>①色相 10R~10YR、明度 5 以下、彩度 4 以下</li> <li>②色相 10YR~5Y、明度 8 以下、彩度 4 以下</li> <li>③無彩色は、明度 2~9</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁を白ないし灰色、又は茶系統の落ち着いた色彩とする基準は、全域基準と重複するので削除。</li> <li>・“土壁下地等”という記載は、施行方法を限定する印象を与えるため、削除。(ボード下地の板張りも可能)</li> <li>・和風意匠とした場合の色彩の範囲を自然素材等の色彩にできるだけ近づけるために、色彩の範囲を改めた。</li> <li>・上記にあわせて、自然素材の色彩を基調とする内容を加筆</li> </ul>
7 町家景観通りの「建具」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>通りに面する部分の窓、格子等は伝統的な様式とする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>通りに面する部分の窓、格子等は伝統的な様式を基調とする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準に幅を持たせるため。</li> </ul>

8 町家景観通りの「屋外広告物等」	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面の地色（色彩）は、景観通り外壁基準の色彩を用いること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面の地色（色彩）は、<u>町家景観通り外壁基準</u>の色彩を用いること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文言の修正。</li> </ul>
9 寺町景観形成ゾーンの基準	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・門前町の面影を残す神社、寺院周辺の建物については、原則、和瓦葺き、漆喰塗り、又はこれに類した和風意匠の使用に努める。</u></li> <li><u>・屋外広告物等については、「町家景観通り」の内容と同様のものとする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・神社、寺院に面する建物の「屋根」「外壁」「建具」「建築設備」「屋外広告物等」に係る基準は、「町家景観通り」の内容と同様のものとする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「門前町の面影を残す」を付けると特定の神社、寺院が対象である意味にもとれるので削除。</li> <li>“周辺” とすると審査時に対象建物を特定できないため、「面する」に修正して限定。</li> <li>「建具」「屋外広告物等」についても無視できないため、町家景観通りの基準を準用する。</li> </ul>
10 自販機の「色彩」基準	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・基調となる色彩は、マシセル表色系 5Y7.5/1.5 を原則とする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観審議会の他地区の審議で、5Y7.5/1.5 以外の色彩も含め、再検討が必要と指摘されたため。</li> <li>今後、景観形成室で、実例調査等を踏まえたうえで具体の数値を検討する。</li> </ul>
11 区域指定図素案	<ul style="list-style-type: none"> <li>青色部分が「指定区域（全域）」となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「指定区域（全域）」の青線囲み枠の中は白塗り。</li> <li>別に青色部分を「町家景観通り周辺ゾーン」とする。</li> </ul>	

# 1-1 区域指定図素案【第2回北条地区景観まちづくり検討会配布資料を基本に修正】

※この区域指定図修正素案は、検討会の協議資料として兵庫県が作成したものです。今後、この(素案)を基に協議による修正を加えながら進めていくことになります。



1-2 景観形成基準(素案)【第2回北条地区景観まちづくり検討会配布資料を基本に修正】

○この景観形成基準(素案)は、検討会の協議資料として兵庫県が作成したものです。今後、この(素案)を基に協議による修正を加えながら進めていくこととなります。

○以下の基準は、建物を新築・改修する際にできるだけ守っていただくこととなりますが、既存の建物について改善を求めるものではありません。

○この基準を遵守するよう行政からの指導はありますが、基準を守らないことによる拘束力や罰則がないので、景観形成の進み具合は住民の方々の取組姿勢に委ねられることとなります。

① 建築物等に係る基準(素案)

区域	項目	建築物等	工作物等
指定区域全域※2	高さ※1	・階数は3階建て以下とする。	・基調となる外観の色彩は、派手な色を避け、けばけばしくならないよう、隣接する建物との調和に努める。
	屋根※1	・勾配屋根を基本とする。 ・基調となる色彩は、黒、灰色またはこれに近い色彩の仕上げとする。 ①全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度5以下の無彩色とする。	
	外壁	・外壁は、白又は灰色もしくは茶系統の落ち着いた色彩の仕上げとする。 ①色相10R~5Y、明度8以下、彩度4以下 ②上記以外の色相は、明度8以下、彩度2以下又は無彩色とする。	
	外構	・門・塀などを設ける場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。	
	建築設備	・空調機(室外機、ダクト類等)は、できるだけ通りから見えにくい場所に設置する。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通りから見えにくい場所に設置する。	
	屋外広告物等	・案内板を含む屋外広告物、広告塔や広告板などの掲出物件等は、規模・数量は必要最小限とし、意匠及び色彩に配慮する。 ・屋上広告物は設置しない。	
町家景観通り※3	壁面の位置	・通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃える。 ・通りに面して空地を設ける場合は、まちなみに調和した塀を設けるなどして、まちなみとの連続性を保つよう努める。	
	高さ	・階数は2階建て以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。	
	屋根	・勾配屋根、和瓦葺きとする。屋根勾配は伝統的な周囲の建物に合わせることをとする。 ・基調となる色彩は、黒色又は灰色とする。 ・1階にはできるだけ軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。	
	外壁	・通りから見える壁面は、原則、板張り※4、漆喰塗り、又はこれに類した和風意匠とする。 ・木部に保護塗装を施す等の場合は自然素材の色彩を基調とする。 ①色相10R~10YR、明度5以下、彩度4以下 ②色相10YR~5Y、明度8以下、彩度4以下 ③無彩色は、明度2~9	

	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する部分の窓、格子等は伝統的な様式を基調とする。</li> <li>・建具は木製とすることが望ましいが、アルミサッシを用いる場合は黒色又は暗褐色とする。</li> </ul>
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ず空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠に十分配慮した目隠しを設ける。</li> </ul>
	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内板を含む屋外広告物、広告塔や広告板などの掲出物件等は、歴史的なまちなみとの連続性に配慮した和風意匠の使用に努める。</li> <li>・表示面の地色（色彩）は、町家景観通り外壁基準の色彩を用いること。</li> </ul>
寺町景観形成ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> <li>・神社、寺院に面する建物の「屋根」「外壁」「建具」「建築設備」「屋外広告物等」に係る基準は、「町家景観通り」の内容と同様のものとする。</li> </ul>

※1) 県道大和停車場線、県道三木宍粟線、市道北条栗田線に面する建物（「町家景観通り」に面する建物は除く）については※1印の基準は適用除外とする。

※2) 町家景観通り周辺ゾーンの基準は、指定区域全域の基準と同様とする。

※3) 町家景観通りは、「丹波街道景観通り」「御旅筋景観通り」「本町筋景観通り」「姫路街道景観通り」を指す。

※4) 板張りの下地は、建築基準法に適合したものとする。

## ②自動販売機の景観形成基準（全域）（素案）

区域	項目	自動販売機等
全域	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業名、商品名等の広告面を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけげげしくなく、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
	設置方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能上支障ない程度で、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。</li> </ul>

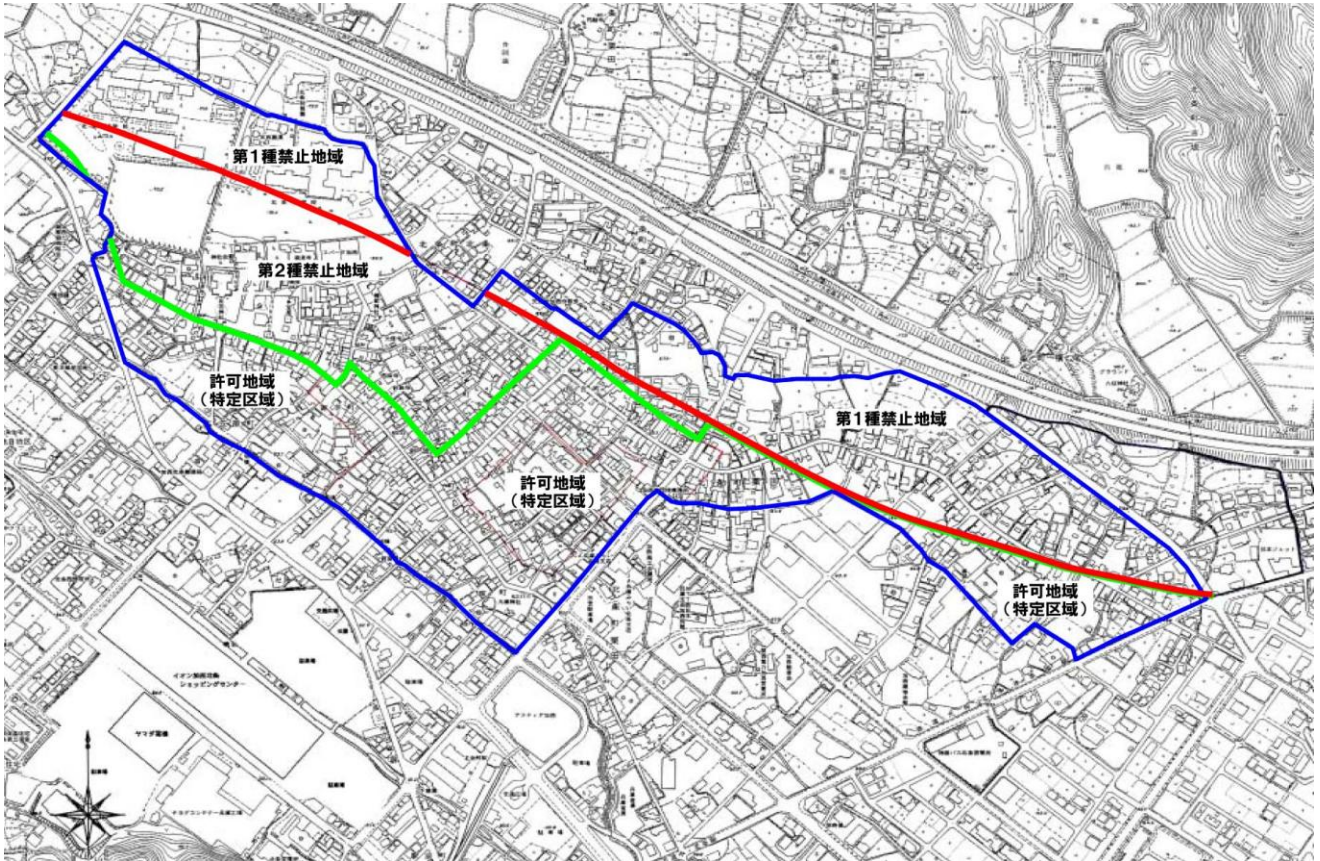


### 1-3.北条地区の屋外広告物規制概要

#### (1) 北条地区の屋外広告物規制（区域指定状況）

- ・北条地区周辺においては、兵庫県屋外広告物条例（以下、屋外広告物条例という）において下図のように、第1種・第2種禁止地域、許可地域（特定区域）に指定されている。

屋外広告物条例における現行規制図



- ・北条地区歴史的景観形成地区の区域指定素案においては、第1種および第2種禁止地域と許可地域が混在している。景観の形成等に関する条例に基づいて景観形成地区に指定されると、その地区内は第2種禁止地域となるので、現行の許可地域が第2種禁止地域となり、規制が強化される。例えば、自家用広告物に関して、許可地域と第2種禁止地域における基準の相違は別表のとおりである。なお、現行の第1種禁止区域は第2種禁止区域より規制が厳しいため、そのまま第1種禁止区域として継続される。
- ・禁止地域は、原則、広告物の掲出が禁止されており、自家用広告物や案内誘導広告物など特定の目的を持つもののみ掲出可能となる。
- ・自家用広告物には「①許可を受けることなく掲出できるもの」と「②許可を受けることにより掲出できるもの」があり、それぞれ規模や形態、設置形態などにより、適用される範囲が定められている。

兵庫県屋外広告物条例 主な基準にかかる比較表 【自家用広告物】

種 別		第2種禁止地域	許可地域
許可 不要	共通基準	表示面積の合計 5㎡以下の場合	表示面積の合計 10㎡以下の場合
	屋上利用	屋上への掲出禁止	木造建築物の屋上への掲出禁止
表示 面積	共通基準	総表示面積 ≤ 20㎡ (自己の氏名、店名等以外は 10㎡以下)	高さ 15m超の建築物： 総表示面積 < 一建築物壁面合計面積の 1/2
	壁面利用	商業系地域： ≤ 壁面の 1/4 商業系以外： ≤ 壁面の 1/5	LEDサイン使用時 壁面の 1/16 以下 LEDサイン使用時 壁面の 1/20 以下
	建植広告板	1方向 20㎡以下	表示面積 ≤ 40㎡
	建植広告塔	接する2方向面積合計 ≤ 20㎡	表示面積 ≤ 60㎡ 接する2方向面積合計 ≤ 30㎡ LEDサイン使用時 接する2方向の表示面積 合計 7.5㎡以下
数量	共通基準	総数 ≤ 4枚 (基、個)	数量制限なし
	壁面利用	意匠が同一のものは、1壁面に1個 (枚)	
	建植広告板	2基以下	
	建植広告塔		
高さ	共通基準	商業系地域：地上からの高さ ≤ 52m、商業系以外：地上からの高さ ≤ 47m	
	屋上利用		商業系地域：設置箇所までの高さの 2/3 以下かつ 10m以下 商業系以外：設置箇所までの高さの 1/2 以下かつ 5m以下 (工業系地域は 7m以下)
	壁面突出	道路面からの高さ ≥ 4.5m (歩道上 2.5m以上)	
	建植広告板	地上からの高さ ≤ 7m	地上からの高さ ≤ 15m
建植広告塔		LEDサインを使用する場合は 10m以下	
色彩	共通基準	・周囲の景観と調和したもの ・蛍光塗料、蛍光フィルム又は反射光の強い塗料を使用しない。 ・彩度 10 以上の色数は 2 色以下 ・彩度 10 以上を使用する地色部分の表示面積の割合は 1/2 以下	
その 他の 表示 方法	共通基準	・特に景観に配慮すべき地域では、景観と調和したものとする ※・ネオンサイン等の使用禁止 ・光源の点滅の禁止	
	屋上利用	屋上への掲出禁止	木造建築物の屋上への掲出禁止
	壁面利用	・広告幕は長さ ≤ 15m、幅 ≤ 1.5m ・壁面の外郭線からの突出禁止 ・窓・開口部をふさがないこと	
	壁面突出	・壁面の上端を超える突出禁止。 ・広告物の表示面積以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと。	
	建植広告板		・商業系以外：地上からの高さが 5m を超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用や光源の点滅が急速なものの禁止
建植広告塔			

※ ネオンサイン等：ネオンサイン、LEDサイン及び光ファイバーを利用するもの

## 2. 北条地区のサイン案の提案

### 2-1. サインによる案内誘導の向上

- ・昨年度、北条地区の歴史的・まちづくり資源を活用するアクションプランとして、来訪者に、北条地区の町家、主要な社寺（酒見寺、住吉神社、大年神社など）及び屋台蔵など歴史的・まちづくり資源の“よさ”を伝える案内・誘導サインの提案があった。
- ・案内・誘導サインを統一された形態、意匠にすることにより、地区の一体性を表現する。

#### ○北条地区への来訪者に対するホスピタリティの向上

- ・北条地区内及びその周辺に歩行者系サイン等の配置を行うことにより、案内誘導を向上させるとともに、地区内の地域資源への案内性を高める。

#### ○北条地区内の回遊性の向上

- ・これらの歩行者系サインの配置は、来訪者の起点となる駅周辺や公共駐車場に設けるとともに、地区の歴史資源や地区内の主要なポイントに配置するなど、地区内の回遊性を高めるものとする。
- ・既に実施済みのまち歩きルートを参考にさらに回遊性を向上させるルートの再検証を行い、必要なサインの配置や携帯可能な地域資源マップの作成・配布も検討する。

参考：まち歩きルートの実例

##### 【4つの国登録文化財を大満喫まち歩き in 加西・北条の宿】

加西市観光案内所 → 北条の宿町並み → 住吉神社 → 五百羅漢 → 大信寺 → 高井家住宅 → 水田家住宅 → 加西市観光案内所

##### 【北条の宿・横尾街道 ひな飾りまち歩きツアー】





北条町駅 → 高井家住宅 → 加西最古の道標 → 釈迦堂 → 楽法寺 → 大日堂 → 酒見寺 → 住吉神社 → 五百羅漢 → 北条町駅

#### ○北条地区のもつ歴史・伝統の継承、アピール

- ・歩行者系サインの基本機能は案内誘導であるが、複数のサインデザイン性を統一したり、歴史性を感じさせる意匠等により、地区の「歴史・伝統」を表現することが可能である。
- ・地区の歴史的資源である社寺等への誘導（誘導サイン）のほか、社寺本体の説明や屋台蔵、町家など、主要な施設（建物等）への説明サインを配置することで、地区の特長をアピールする。
- ・また、誘導サインは、起点となる場所や主要な道路に設けるものであるが、「町家景観通り」等の路線を中心に配置することにより、旧街道筋などへの案内性や明示性を高めることができる。

## 2-2.サインの種別・配置の考え方

### (1) サインの種別の考え方

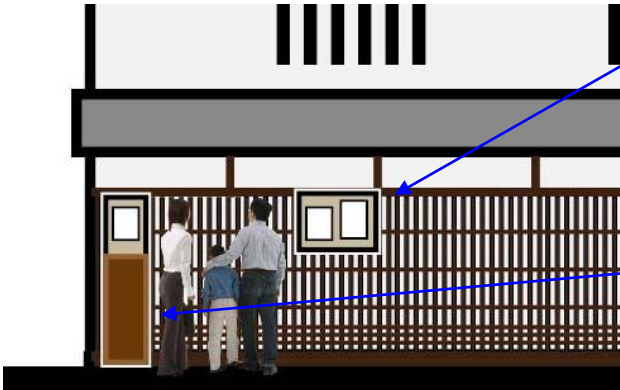
総合案内サイン	周辺案内サイン	誘導サイン	説明サイン
来訪者の起点となる場所への配置	地区内主要な場所（施設）への配置	地区内の主要な道路の交差点あるいはその周辺の場所への配置	主要な施設や建物等への配置
広域・地区周辺の案内	地区周辺の案内	地点誘導（距離等表示）	主要な施設や建物等に対する説明・解説機能
参考イメージ	参考イメージ	参考イメージ	参考イメージ
			

地域資源等を活かした「説明サイン」等配置による案内性の向上

### ○説明サイン検討対象候補例（場所）

		
文化財指定された町家等建造物	まちなかに点在する屋台蔵（建造物）	地区内の主要な社寺等

### ○町家や屋台蔵等への説明サイン配置検討例



① 壁付式サイン

- ・ 建造物の壁面や建具等に設置
- ・ 壁掛け等の状況を考慮し軽量なもの

② 自立式サイン

- ・ 壁掛けできない場所における地面に設置
- ・ 邪魔にならない場所への設置

## (2) 具体的な配置(案)の考え方

### ■ 総合案内サイン

記号	設置場所等	表示する内容等について
a-1	北条町駅	来訪者の起点となる場所(施設)として、北条地区への誘導を図るために、地区内外を含めた位置図等を示し、位置関係を表示する。
a-2	市営駐車場	地区最寄の市営駐車場として、来訪者の起点となる場所であることから、地区への誘導を図るために、地区内外を含めた位置図等を示し、位置関係を表示する。

### □ 周辺案内サイン

記号	設置場所等	表示する内容等について
b-1	地区東部辻部付近	地区東側の入り口にもなることから、主に北条地区内への誘導と区域全体の案内図等を表示する。
b-2	大年神社付近	地区北側からの入り口となる付近であり、かつ駐車場方向からの入り口付近になることから、主に北条地区内への誘導と区域全体の案内図等を表示する。
b-3	北条ふれあい幸園付近	地区中央部に位置する場所であり、地区内主要施設等への誘導案内を表示する。
b-4	住吉神社付近	地区西側の入り口にもなることから、主に北条地区内への誘導と区域全体の案内図等を表示する。
b-5	交通広場(イオン付近)	地区南部の入り口付近に位置し、イオンSC付近である立地性を活かし、主に北条地区内への誘導と区域全体の案内図等を表示する。

### ● 誘導サイン

記号	設置場所等	表示する内容等について
c-1	町家景観通り主要辻部	通り名表示、主要施設への距離表示等
c-2	町家景観通り主要辻部	同上
c-3	町家景観通り主要辻部	同上
c-4	ハイウェイバス停付近交差点	主要施設への距離表示等(ハイウェイバス停方向からの誘導)
c-5	町家景観通り主要辻部	通り名表示、主要施設への距離表示等
c-6	商工会議所付近交差点	主要施設への距離表示等
c-7	町家景観通り主要辻部	通り名表示、主要施設への距離表示等
c-8	町家景観通り主要辻部	同上
c-9	町家景観通り主要辻部	同上
c-10	町家景観通り主要辻部	同上
c-11	五百羅漢寺周辺	主要施設への距離表示等(五百羅漢寺方向からの誘導)
c-12	町家景観通り主要辻部	通り名表示、主要施設への距離表示等
c-13	町家景観通り主要辻部	同上
c-14	三木栄栗線交差点付近	主要施設への距離表示等(イオンSC方向からの誘導)
c-15	アステシア付近	主要施設への距離表示等(アステシアかさい方向からの誘導)

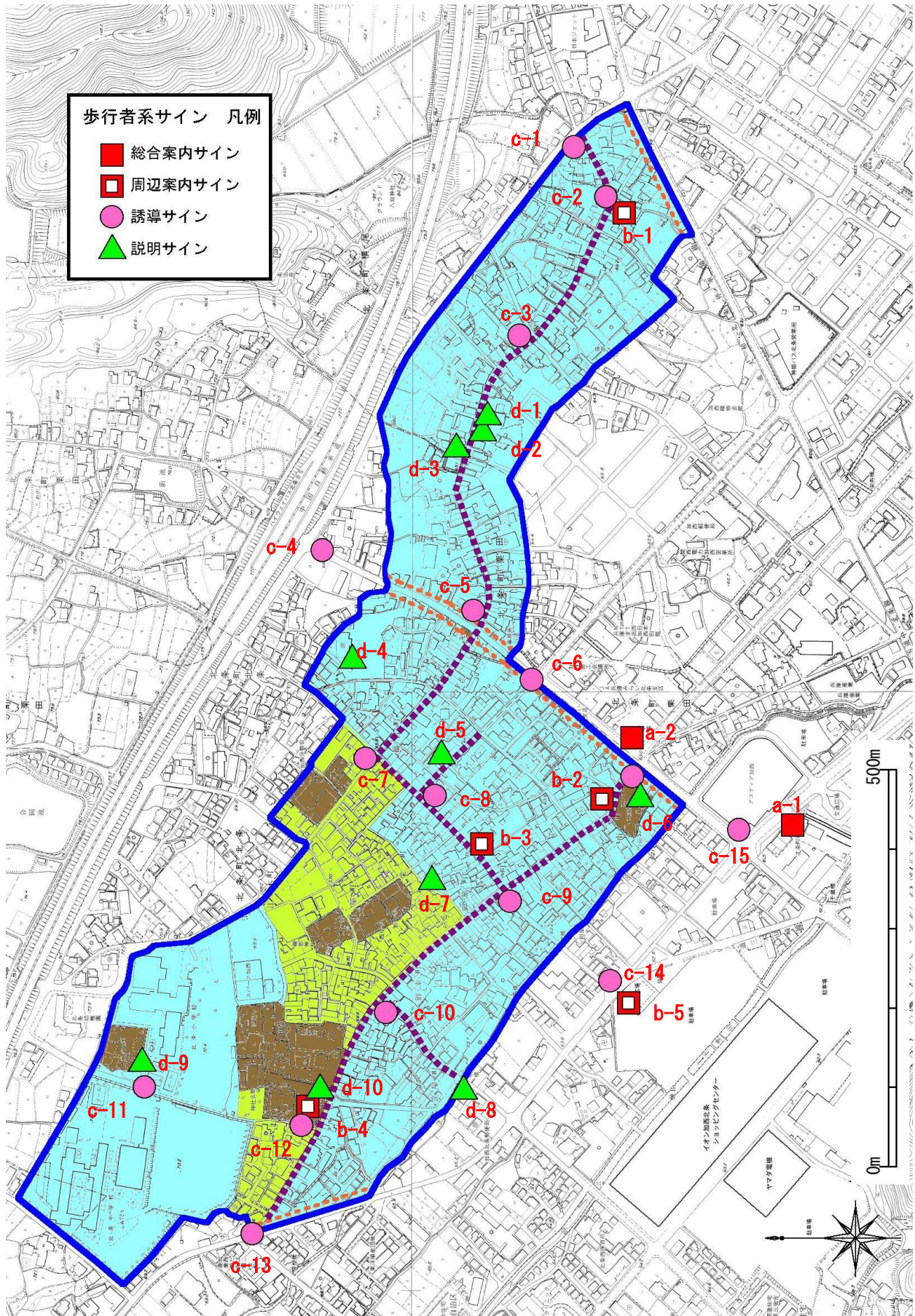
### ▲ 説明サイン

記号	設置場所等	表示する内容等について
d-1~3	町家等建物	文化財指定された町家等建造物等の概要説明
d-4~8	屋台蔵建物	蔵の中に収められた屋台等の概要説明
d-9	羅漢寺	施設の概要説明
d-10	住吉神社、酒見寺	施設の概要説明

### (3) 「説明サイン」等の地元合意・配置整備にむけて

- ・サイン計画について、検討会（案）とは別に公募する方法や、検討会（案）を対象として投票で決定するなど、まちづくりの関心・意識を高める方法も考えてはどうか。
- ・民有地への配置が想定される説明サインは、地権者等への十分な理解を得る必要がある。
- ・伝統的な町家建物等への説明サインは、掲載内容等もふくめ十分な協議が必要となる。

## 2-3.歩行者系サイン(誘導案内サイン)配置案

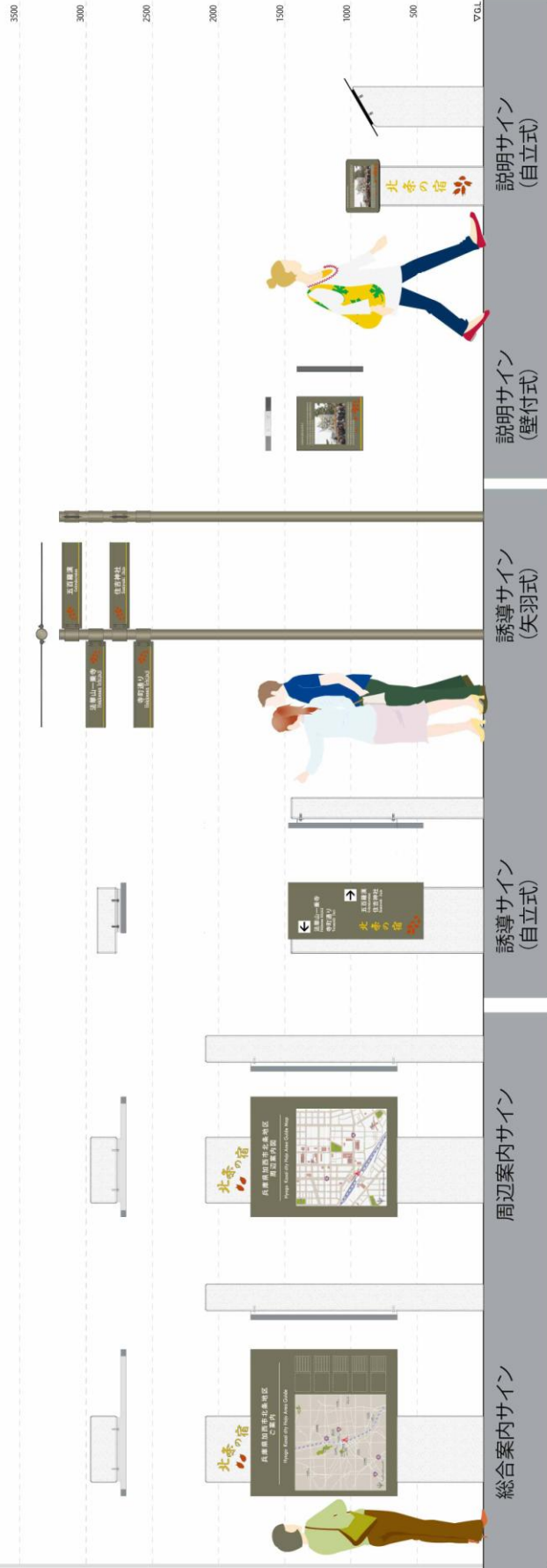


## 2-4.歩行者系サインデザイン案

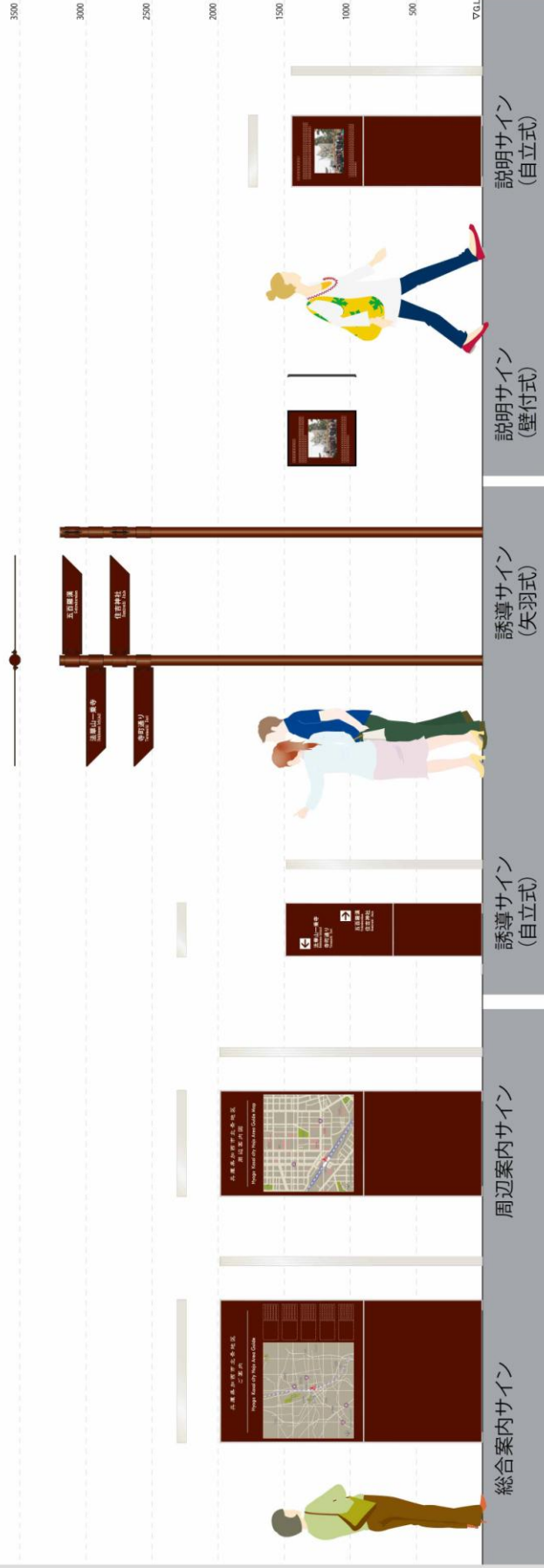
	A 案	B 案	C 案
デザイン案の 考え方	<p>サイン本体の素材に自然石等の材料を用い、重厚感をもたせたシンプルで落ち着いたデザインとした。歴史的なまちなみと調和するデザインである。</p>	<p>サイン本体の形態として、薄い板状のパネルを使用し、シンプルなデザインとした。</p> <p>デザイン的な特性としては中性的なデザインであり、歴史的市街地や都市部においても、調和するデザインである。</p> <p>また、パネルの色彩によっては大きく印象が変わるものである。</p>	<p>サイン本体の主要な素材として、人の身近な部分に木材を使用したデザインで、木材のもつ温もりや、歴史的な建物の特徴に見られる板張りの外壁や木質の建具などと調和する性格を持っている。</p>
価格比較 (3案比較)	高	低	中



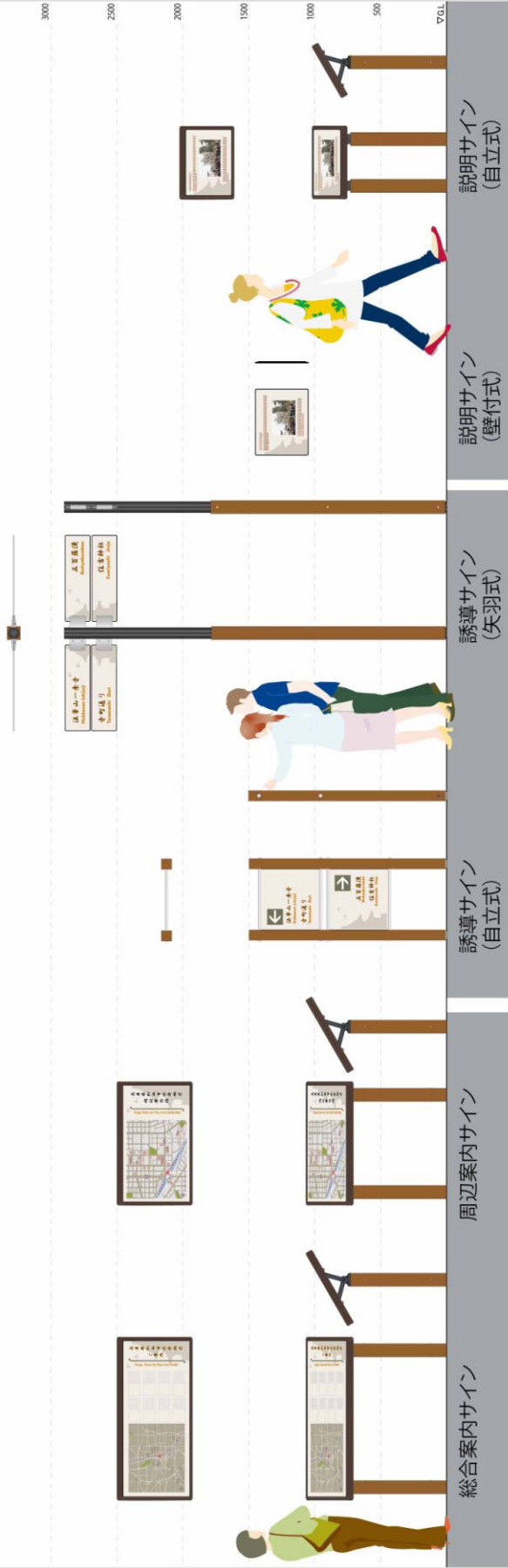
# 北条地区 歩行者系サインデザイン案 A案



# 北条地区 歩行者系サインデザイン案 B案



# 北条地区 歩行者系サインデザイン案 C案



## 説明サイン（町家建物を対象とした場合）の表示案

国登録文化財

□□□□□家住宅 三棟

主屋・土蔵一・土蔵二

所在地 加西市北条町

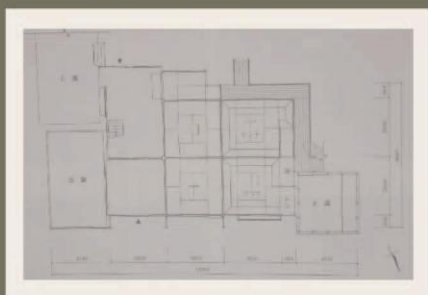
建築年代 嘉永四年、明治時代初期

登録年月日 平成十八年三月二十三日

主屋は、嘉永四年（一八五二）の竣工で、桁き行（建物間口）六間半、梁間（建物側面）五間の木造つし二階建、切妻造、棧瓦葺きの塗屋造の平入の町家である。東側を通り土間とし、床上部を整形四間取りとする。つし二階には虫籠窓を付け、一階は出格子を付けている。

土蔵一は、主屋の西側の街道沿いに建つ明治時代初期（一八七〇年代前後）頃の建物で、二間四方の土蔵造二階建、切妻造、本瓦葺、平入、置屋根形式で主屋とは廊下で結ぶ。正面は腰板を高く張り、上部を漆喰塗とする。内部は、板張りで道具蔵として使われている。

土蔵二は、主屋に接して東側に建つ桁行三間半、梁間二間の明治時代初期頃の土蔵である。土蔵造二階建、切妻造、本瓦葺、平入、漆喰塗で、外壁の一部を板張りとし、主屋の土間背後に出入口を付ける。屋根はむくりをもった梁に母屋を置いて造られた希少な構造である。



### 3. 今後の検討課題について

#### ① 景観形成地区指定に向けて区域指定（素案）や景観形成基準（素案）の更なる周知

- ・景観形成地区指定に向けた取組として、該当する地区住民に対して理解を求めるために、対話の場や情報発信等の検討を行う。（景観形成基準の内容、届出等の手続き、景観形成支援制度（助成内容）等）
- ・来年度の地区指定に向けて、これまでと同様に、加西市や兵庫県との連携、協力体制のもと取り組む必要がある。

#### ② 景観まちづくり係わる取組みの継続・継承

- ・景観形成地区指定が景観まちづくりの目標ではなく、景観まちづくりの通過点であることの認識にたち、引き続き北条地区の景観まちづくりに取り組んでいくことに加えて、この活動の意義などを次世代に継承していく必要がある。
- ・例えば、具体的な方策として、北条地区の景観まちづくりに興味のある地区内外（市外も含む）の人たちを「北条地区景観まちづくりサポーター」として募集し、今後の景観まちづくりの取組に参加していただくことが考えられる。（北条“ファン”を増やす取組とまちづくりの担い手育成の両輪の取組等）
- ・地区内の新たな担い手の育成に加えて、地区外の有識者、専門家、学生及び関係団体との連携を密にするとともに、定期的な来訪の機会を設ける。

#### ③ 街路など公共空間の景観づくりの推進

- ・景観形成地区指定に向けた取組と並行して、地区内道路の美装化や案内誘導サイン等の整備による公共空間の景観整備に取り組んでいく必要がある。（主に町家景観通りや寺町景観形成ゾーンを中心とした範囲の公共空間景観整備）

#### ④ 景観まちづくりからまちづくりへの発展・拡大

- ・景観がまちづくりのきっかけの一つであるということから、景観を考える中で関連して生じた住環境の向上などまちづくりの課題に対する取り組みへの発展・拡大が考えられる。